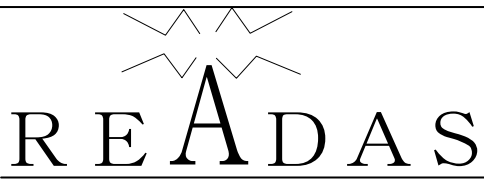


第 5169 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ NISA の拡充

Q：平成27年度の税制改正では、NISAが拡充されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、NISAの年間の投資上限額（現行100万円）が120万円（平成28年から）に引き上げられるとともに、ジュニアNISA（J-NISA）が創設されます。

①J-NISA創設のねらい

- ・若年層へ投資のすそ野を拡大させる
- ・高齢者の金融資産を若年者に移転させる
- ・世帯単位の非課税投資可能額の引上げ

②非課税対象

20歳未満の人が開設するJ-NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益

③年間投資上限

80万円

④非課税投資総額

最大400万円（80万円×5年間）

⑤口座開設期間

平成28年から平成35年までの8年間

⑥非課税期間

最長5年間

⑦運営管理

親権者等の代理又は同意の下で投資

18歳になるまで原則として払出し不可

この制度は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申し込みがされ、同年4月1日からその未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます

